

## 裁 決 書

審査請求人 ○ ○ ○ ○  
処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和4年1月13日に提起した情報存否不応答処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

令和3年12月17日付3熊保育第2207-22号により行った、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、別紙に掲げる情報を公開決定する。

### 第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、令和3年12月6日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・虐待を受けた児童（熊取町の区域内に住所を有さず、かつ熊取町内の保育所等を利用していない児童に限る）の個人情報を本人以外から収集した事実がある個人情報取扱事務において、当該児童が居住する市町村の職員から当該個人情報の取り扱いについての指示や依頼等（文書であるかどうかを問わない）を受け、熊取町職員が当該個人情報取扱事務のために職員または委員会の委員に対して配布していた当該虐待を受けた児童の個人情報情報を回収した事実がある個人情報取扱事務の個人情報取扱事務登録簿。

2 実施機関は、本件公開請求に対し、本件処分を行い、令和3年12月17日付3熊保育第2207-22号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和4年1月13日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

審査請求人は、次の理由から本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 公開を請求した情報は、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）であり、登録簿だけで特定の個人や法人が識別されるはずがなく、また、登録簿は住民に対して一般の縦覧に供され、すでに公開されているものであるため、条例第6条及び第7条の規定により非公開の情報となるものでもない。よって、登録簿は、条例第9条の規定が適用されない情報であると考ええる。
- (2) 保育課以外の全課は、情報不存在の決定を行っていることから、当該情報は、条例第9条に規定する「保護される利益が害されると認められる」とは考えないというのが保育課以外の全課の回答である。
- (3) 保育課以外の全課には子育て支援課が含まれているが、保育担当理事と子育て支援担当理事は同一人物であることと、どちらも健康福祉部内の課であることから、担当理事と担当部長が、本件公開請求に係る公開の決定等を行うにあたり、子育て支援課においては情報不存在の決定を、保育課においては情報存否不応答の決定を行っており、同一人物が課によって決定を変えるということは、保育課において本請求に係る情報が存在していることを暗に認めているものと考ええる。
- (4) 審査請求の論点は、知る権利を制限するに足るか（条例第9条に適合するか否か）であり、登録簿の存在を明かすことで応募事業者の競争上の地位や正当な利益を害する恐れがあるとは到底考えられない。
- (5) 会議内容の秘密を主張しているが、登録簿はすでに公開されているものである。条例第9条に適合する理由、その存否を答えるだけで、非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなると認められる理由を明らかにすべきである。
- (6) 「何らかの事実を念頭にした不自然に具体的かつ詳細な請求内容となっているが、当該情報についてはこれまで公開等を行ったことがないにもかかわらず、委員会の委員でもない審査請求人がいかにも請求に係る情報の内容（事実）を事前に認識しているかのような請求内容になっていることは、はなはだ不可思議であり、疑義を感じざるを得ない」とあるが、請求内容の事実は[REDACTED]から直接入手している。[REDACTED]自らが自身の守秘義務違反の可能性について言及していることは、はなはだ不可思議である。このことを論じることは論点と乖離することである。

(7) 公開されている登録簿に対して情報公開請求を行うことが不可解と実施機関は主張しているが、情報公開請求の意図は請求の内容に該当する事実があったのかを確認するためであり、その事実自体は公開されていない。

(8) 請求の内容に該当する事実は、実施機関が他自治体から干渉を受けたことを示すものであり、かつ虐待を受けた児童の個人情報個人情報保護条例第7条第4項の情報のため、その個人情報が無ければ事務を遂行することが出来ない場合のみ収集可能のため、他自治体からの指示等を受け、町がそれに従ったのであれば、不当な干渉である。事実を知りたいとの思いが生じることは当然のことである。

(補充意見書より)

(9) 登録簿の公開を求めており、登録簿は熊取町が個人情報を取り扱う際に条例に基づき作成するものである。この登録簿の存在自体を明らかにすることで事業者のノウハウや企業秘密が他者に取得されることが危惧されるとは甚だ理解に苦しむ。さらに登録簿は非公開の情報ではない。

(10) 条例の目的は知る権利を保障するために、原則、情報は公開するものであり、例外として条例第6条で公開しないことができる情報、条例第7条で公開してはならない情報を規定している。さらに条例第8条では、条例6条及び第7条の情報が含まれている情報であっても部分公開しなければならないことを規定している。そして、条例第9条の規定による情報存否不応答の決定は、その情報の存否を明らかにするだけで条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が非公開の情報を公開した場合と同様に害される場合にのみ適用されるものである。つまり、非公開や部分公開の決定すらできない場合に情報存否の不応答ができるものである。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件処分は妥当であるとの裁決を求めている。

(1) 委員会については、町立保育所の民営化移管先の選定に係る審議を行う組織であり、公開することにより、場合によっては傍聴人から威圧を感じ、委員の自由かつ率直な意見交換が阻害される恐れがあることから、本町「審議会等公開指針」に基づき、非公開での開催としたものである。

(2) 委員会では、応募事業者の保育所運営のノウハウや経営に関する情報など、企業秘密に相当する情報が提示されるため、内容によっては存在自体を明かすことで、応募事業者の競争上の地位や正当な利益も害する恐れがある。

(3) 選定後であっても、その理由が消滅することはない。また、委員会の内容に関しては、会議録として、ホームページ等において、会議結果の概要を公表しており、それ以上の情報も、また、それ以下の情報もない。

- (4) 委員会の委員には、非常勤特別職職員として、条例第9条の2の規定に基づき、守秘義務が課されており、会議内容については、秘密とされている。
- (5) 第2の2の(1)から(4)までの理由から、当該請求に対しては、存在・不存在、つまり肯定も否定もすることができないものである。
- (6) 本件公開請求の内容では、町外在住かつ町外の保育所等を利用する児童と限定し、かつ、他の市町村の職員から個人情報の回収の指示等を受けた、といった、何らかの事実を念頭にした不自然に具体的かつ詳細な請求内容となっているが、当該情報についてはこれまで公開等を行ったことがないにもかかわらず、委員会の委員でもない審査請求人がいかにも請求に係る情報の内容(事実)を事前に認識しているかのような請求内容になっていることは、はなはだ不可思議であり、疑義を感じざるを得ないことを申し添える。
- (7) 審査請求人は、登録簿は住民に対して一般の縦覧に供され、すでに公開されているものと自認しているにもかかわらず、公開請求がなされていることが全く不可解であり、その意図や目的が図りかねるところである。
- (8) 保育課以外が不存在と決定しているのは、文字通り単純に存在しないからである。つまり、請求内容に該当するものが存在しないから不存在と決定しただけのことである。保育課と子育て支援課は所掌する事務も異なり、子育て支援課には請求内容に該当する委員会も存在しない。決定権者が両課で同一人物であっても、所掌事務や扱う情報の趣旨・目的が異なることから請求に対しての判断が異なることは十分にありえると考えられるものである。

(補充理由説明書より)

- (9) 民営化移管先事業者の選定においては、審査の視点として、虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか、を掲げ、事業計画書では、虐待等が疑われる子どもへの対応を問うていた。
- (10) 前述の対応については、応募事業者のノウハウ、企業秘密であり、存在自体を明かすことで、当該ノウハウの取得が危惧されるなど、応募事業者の事業活動上の正当な利益や競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第6条により保護されるべき利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなることから、存否不応答としたものである。

### 第3 理由

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と

町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。

また、条例第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第6条及び第7条に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分に尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

## 2 争点について

本件審査請求について、条例第9条の規定により、当該公開の請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、条例第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開された場合と同様に害されることとなるかが争点である。

## 3 本件処分の妥当性について

委員会が非公開であっても、それは会議自体を非公開にしているだけのものであり、委員会中の事務の公開については、その請求内容ごとに判断すべきである。本件公開請求においては、当該請求の内容にかかる登録簿の有無を明らかにしたところで、会議の内容自体を明らかにするわけではなく、会議の非公開の趣旨を損なわないと考えられるため、改めて公開決定等を行うべきである。

## 4 判断

審査会の答申と同様、本件公開請求においては、当該請求の内容にかかる登録簿の有無を明らかにしたところで、会議の内容自体を明らかにするわけではなく、会議の非公開の趣旨を損なわないと考えられるため、公開決定等を行うべきと判断する。

従って、請求に係る情報を別紙のとおり特定し、公開というべきである。

## 第4 結論

以上の理由により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月14日

審査庁 熊取町長 藤原 敏司

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。